様式６

共同企業体協定書（例）

（目的）

第１条　当共同企業体は「牛小屋高原公園施設」（以下「当該施設」という。）の管理を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は，○○○○○共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は，事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は，令和○○年○○月○○日に成立し，当該施設を管理する指定期間の満了後３カ月を経過するまでの間は，解散することができない。

２　当該施設の指定管理者となることができなかったときは，当企業体は，前項の規定にかかわらず，解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第５条　当企業体の構成員は，次のとおりとする。

所在地

名　称

所在地

名　称

所在地

名　称

（代表者の名称）

第６条　当企業体は，○○○○を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は，当該施設の管理に関し，当企業体を代表して広島県と折衝する権限並びに自己の名義をもって管理費用等の請求及び受領する権限を有するものとする。

（構成員の責任）

第８条　各構成員は，当該施設の管理に関し，連帯して責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第９条　本協定に基づく権利義務は，広島県及び他の構成員の承認がなければ，他人に譲渡することはできない。

（共同企業体締結後における構成員の脱退に対する措置）

第10条　構成員は，広島県及び他の構成員の承認がなければ，当企業体が当該施設を管理する期間が満了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち前項の規定により脱退した者がある場合において，広島県の承認があるときは残存構成員が当該施設を管理するものとする。

３　前項の規定により指定管理者は，残存構成員による共同企業体とし，この協定書の関係規程を適用する。

（共同企業体締結後における構成員の破産又は解散に対する処置等）

第11条　構成員のうちいずれかが共同企業体締結後において破産し，又は解散した場合には，前条第２項から第３項までの規定を準用する。

２　構成員のうちいずれかが当企業体の業務執行に当たり重要な義務の不履行若しくは不正な行為を行った場合において，当該構成員以外の構成員から要求があり，かつ広島県の承認があったときは，当該構成員は当企業体から脱退しなければならない。

（構成員の加入）

第12条　前２条の規定による構成員の脱退，破産又は解散により構成員が欠けた場合において，広島県の承認があるときは，新たな構成員を加入させることができる。

（解散後の連帯責任）

第13条　当企業体が解散した後においても，当該施設の管理につき瑕疵があったとき，その他県に対する損害賠償義務を負担するときは，各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めない事項）

第14条　この協定書に定めのない事項においては，各構成員が協議して定めるものとする。

　○○○○外○社は，上記のとおり，「広島県立もみのき森林公園の指定管理者指定申請」に係る共同企業体協定を締結したので，その証拠としてこの協定書○通を作成し，各通に構成員が記名押印し各自持参するとともに１通を広島県に提出するものとする。

　令和　　年　　月　　日

共同企業体の名称○○○○○○○○共同企業体

名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

委任状

　共同企業体の名称　○○○○○共同企業体

　受任者

　　共同企業体代表者　　所在地

　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　私は，上記の共同企業体代表者を代理人と定め，当該共同企業体と広島県との間における

次の事項に関する権限を委任します。

１　委任事項

（１）管理に関する基本協定及び年度別協定の締結の件

（２）管理費用等の請求及び受領に関する件

（３）管理費用等の返還に関する件

（４）復代理人選任に関する件

（５）その他協定履行に関する件

２　委任期間

　令和○○年○○月○○日から当該施設を管理する指定期間の満了後３カ月を経過する日まで

委任者

　共同企業体構成員　　所在地

　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　所在地

　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印